

を罷められ、御馬廻頭より支配することになつた。然るに享保九年八月十一日武藤庄兵衛知周・松尾縫殿榮茂兩人が命ぜられてから再び之を置かれ、寶曆十年正月十五日武田半太夫信知轉役し、御使番高田治太夫種賢・志村五郎左衛門誠行兩人が當分支配をした。同年九月廿一日林源太左衛門將房任命せられ、當分支配の兩名は解役となり、十二年林將房の轉役から十三年五月まで、又天明二年六月より四年五月まで、同年十一月より翌五年十月四日迄は關職であり、其の時はいつも御使番中より支配した。六年齋藤與兵衛補好命せられ、同年十一月十五日山森澤右衛門諱明命せられて再び兩人となつて藩末に及んだ。

シンバンクミオカチ 新番組御歩 人持以下組外の子弟から採用し、切米三十五俵と七人扶持とを給せられ、その祿は一代限りで子孫に傳へるを得ぬが、俊秀の者は往々世襲の士に登庸せられることがあつた。新番は表面上では歩の名目であつたが、藩内では平士並の待遇を受けた。前田綱紀の時、延寶三年三月廿四日初めて新番頭を命じ、次いで五年三月十九日中川安右衛門外廿三人をこの組に召出されたに起る。次いで元祿十三年四月廿八日遠藤伴太夫に新知百石を興へられたのは、新番御歩で知行を受けた者の初であり、又正徳四年十二月廿八日御歩新七郎兵衛の當組に班したのは、御歩から昇進して任命せられたもの、初である。凡そ新番の職務は、御近習勤・御表小將勤・御奥小將勤等の事務を補佐するにあつた。

シンバンクミオカチナミ 新番組御歩並 元祿三年三月二十八日原助六郎・高桑善五郎・

荻原惣右衛門の命ぜられたのが初であるべく、皆御馬役であつた。寶永七年七月晦日鹽川安三郎の命ぜられたのは、御近習勤の初であらう。爾後御近習勤・御表小將勤・御奥小將勤等のあること新番組御歩と同じく、宛行も本組の通り三十五俵七人扶持で、三十俵六人扶持のもあつた。延享二年八月下村清太夫が知行百石を興へられたのは、その知行を賜はつた初である。

シンバンコガシラ 新番小頭 新番組御歩 小頭といふのが正しい。天和元年三月廿一日初めて山口新五兵衛・關屋市右衛門・藤田五太夫・武藤半右衛門の四人が、新番中から任命せられ、新知百五十石宛を賜はつた。同年十二月晦日江戸に於いて山口・藤田兩名に役料五十石宛下され、關屋・武藤は二年九月廿九日役料を賜はり、之より相代つて連綿し、新知・役料も給せられた。其の後家督或は病死代りも補充することなく、正徳四年七月津田傳八郎が父の家督を繼いでから當職を罷められた。次に享保九年十月六日遠藤伴太夫・大島甚左衛門・坂井藤太夫三人の命ぜられた以來また連綿し、寛保・延享からは兩人役となつたと思はれるといふ。

シンブクイン 眞福院 金澤三権に在つて、正法山と號し、眞言宗に屬する。初め鳳至郡穴水川島寺十六坊のうちで、西正坊というたが、慶長十年覺忠の時、金澤長氏の上屋敷中に寺地を受けて眞福院と改稱し、後その地武士屋敷となつたので今の所に移つた。

シンブシヤ 神符社 白山記に國の八社を數へた中に、『神符、小川』とある。今石川郡の小川に白山社はあるが、神符といふのは明

らかでない。しかし白山記に、『白山本宮云々、惣門ハ神保小川ニ立ツ。北陸往反ハ旅人等、此惣門ニテ下馬シ白山ニ向テ禮ヲナシテトヨル也。』とあつて、加賀志徴には、或は能美郡粟生の隣邑河原新保ではあるまいかとしてゐる。兎に角神符社はこの神保小川と同一であらう。白山本宮は河原新保から正東に當り、北陸街道から行くときは、この村から下清水・上清水・竹藏・出口・三ッ屋・山口・岩内・三ッ口・宮竹・燈臺笹・岩本を經、岩本渡で手取川を越え、鶴來へ出るわけである。

シンベイクミ 新兵組 諸士の子弟中壯健なる者を撰んで、慶應元年五月廿五日に組織したものである。六組あつて毎組に組頭一人・番頭一人・使役一人を有し、組頭即ち新兵頭は隊長で、老臣の御席に出で、種々の交渉をなし、番頭は指揮を掌り、使役は御横目の役をした。最初の役員は、一番組中川甚之助、二番組大島三郎左衛門、三番組佃久太夫、四番組馬場清太夫、五番組黒坂猪三郎、六番組岡島喜太郎で、以上六組の内始め一番組・二番組だけを京都に出し、翌年春交代して三番組・四番組を出し、又その年の冬の交代に五番組・六番組を出した。此の編制は全く禁裏御守衛のため出来たものであつたから、此等の兵は宮門中擬華洞に假屋を建て、宿泊警衛し、事あれば直に駈付ける手順であつた。假屋は御花畠にあつたこともある。

シンベキサンボウベツジユツ 神壁算法別術 一册。神壁算法はもと藤田嘉言の編する算書であつたが、文政十二年瀧川有父はその術文に改訂を加へ、それを神壁算法別術と稱した。

シンボ 新保 江沼郡濁廻に屬する部落。菱鷄紀聞に、この村より篠原へ超える道を昔の往還であるといひ、左右に小土居の形・屋敷跡と見える所もあると記される。

シンボ 新保 能美郡白山下に屬する部落。

シンボ 新保 河北郡小坂庄に屬する部落。

シンボ 新保 羽咋郡邑知院内粟生保にある部落。

シンボ 新保 羽咋郡柳田の内の小字。

シンボ 新保 鹿島郡奥原保に屬する部落。

シンボ 新保 鳳至郡三井郷に屬する部落。

シンボ 新保 鳳至郡七浦庄に屬する部落。

シンボ 新保 鳳至郡七浦庄に屬する部落。明治中に至り、黒杉・上・雜座・池田・小町と合併して上山と改稱した。

シンボアラヤ 新保荒屋 河北郡井上庄に荒屋が二邑あつたが、そのうち金市新保に近いものを、明治中改めて新保荒屋と稱した。

シンボイシ 新保石 鳳至郡新保に産する石材。輝石安山岩質凝灰岩で、黝色の輝石安山岩質石基中、僅かに白色の斜長石を散在せしめ、軽くて軟かである。

シンボウアン 新豊庵 金澤淨住寺の塔頭にあつて、同寺二代無涯智洪の開基であつたが、今は廢絶した。

シンボエモン 神保右衛門 神保豊前氏重の三男で、安藝守氏張の弟である。越中金山谷城に住したが、織田信長生害の後浪士となり、上杉景勝又は最上義元に使へた。後元和三年來つて前田利常に籠仕し、御扶持方三百石を祿せられ、持簡足輕五十人を預けられたが、同年歿した。子孫世々藩に仕へる。

シンボタキ 神木記 一卷。明治十一年五